

○内閣府令第十号  
厚生労働省令第十号

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）の施行に伴い、並びに確定拠出年金法（平成十三年法律第十八号）第八十九条第二項、第九十四条第一項、第一百零二条及び第一百零六条の規定に基づき、確定拠出年金運営管理機関に関する命令及び確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和五年十二月十四日

内閣総理大臣 岸田 文雄  
厚生労働大臣 武見 敬三

確定拠出年金運営管理機関に関する命令及び確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令の一部を改正する命令

（確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部改正）

第一条 確定拠出年金運営管理機関に関する命令（平成十三年内閣府令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（公衆の閲覧に供することを要しない場合）</p> <p><b>第七条の二</b> 法第九十四条第一項の主務省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>一 法第六十二条第一項の申出の受理に関する事務を行っていない場合であつて、かつ、運営管理業務を提供する加入者等の数が百人未満である場合</p>	<p>（新設）</p>

二 当該確定拠出年金運営管理機関又はそ

の関係する法人等（当該確定拠出年金運  
営管理機関が他の法人等（会社、組合そ  
の他これらに準ずる事業体をいう。以下

この号において同じ。）の財務及び営業又  
は事業の方針の決定に対して重要な影響  
を与えることができる場合における当該

他の法人等並びに当該確定拠出年金運営  
管理機関の財務及び営業又は事業の方針  
の決定に対して重要な影響を与えること  
ができる他の法人等をいう。）以外の事業

主が実施する企業型年金に係る運営管理  
業務を行わない場合  
（公衆の閲覧の方法）

第七条の三 法第九十四条第一項の自動公衆

送信による公衆の閲覧は、確定拠出年金運  
営管理機関のウェブサイトへの掲載により  
行うものとする。

（実施状況の報告）

第十二条の二 確定拠出年金運営管理機関

は、毎事業年度終了後三月以内に、法第九  
十四条第一項の規定に基づき主務省令で定  
める様式の標識を掲載しているウェブサイ  
トのアドレス（二次元コードその他のこれ  
に代わるものを含む。）（第七条の二各号に  
掲げる場合に該当するものにあつては、そ  
の旨）を主務大臣に報告しなければならない。

様式第二号を次のように改める。

様式第二号（第三条第一項第二号関係）

役員 の 履 歴 書

（ふりがな） 氏 名		郵便番号（ ）	
現 住 所			
役 職 名	内 容	生年月日	年 月 日（満 歳）
職 期 間			
歴 及 び 兼 職 状 況			
年 月 日	罰 の 内 容		
上記のとおり相違ありません。			
年 月 日		商号又は名称 代表者の氏名	

（A列4番）

（備考）

- 役員に相当する職にある者全てについて作成すること。
- 「罰」には、法第 91 条第 1 項第 5 号に係るものを全てを記載すること。

様式第六号を次のように改める。

(確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令の一部改正)  
第二条 確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令(令和四年厚生労働省令第五号)の一部を次のように改正する。  
第三条を次のように改める。

第三条 確定拠出年金運営管理機関に関する命令様式第七号を次のように改める。

様式第七号(第十二条関係)

厚生労働大臣 殿	年 月 日
{ 金融庁長官 殿	
{ 財務局長 殿	
登録番号 商号又は名称 代表者氏名	
業 務 報 告 書	
確定拠出年金法第百二条の規定により、別添のとおり業務報告書を提出します。	
(A列4番)	

様式第六号 (第七条関係)

確定拠出年金運営管理機関登録票
確定拠出年金運営管理業
登録番号
(確定拠出年金運営管理機関の商号又は名称)

(備考) 標識を営業所ごとに公衆の見やすい場所に掲示する場合における当該標識は、縦 20 センチメートル以上、横 30 センチメートル以上の大きさとすること。

確定拠出年金運営管理機関業務報告書

登録番号	
商号又は名称	
( 年 事業年度 )	年 月 日まで
年 月 日から	

1. 企業型年金の運営管理業務の受託数

法第2条第7項第1号イの業務	
同号ロの業務	
同号ハの業務	
同項第2号の業務	

2. 受託業務ごとの加入者等の人数

①法第2条第7項第1号イに掲げる業務 企業型年金加入者数 企業型年金運用指図者数 個人型年金加入者数 個人型年金運用指図者数 合計	名 名 名 名 名	(男) (男) (男) (男) (男)	名、名、名、名、名	女 女 女 女 女	(名) (名) (名) (名) (名)
②法第2条第7項第1号ロに掲げる業務 企業型年金加入者数 企業型年金運用指図者数 個人型年金加入者数 個人型年金運用指図者数 合計	名 名 名 名 名	(男) (男) (男) (男) (男)	名、名、名、名、名	女 女 女 女 女	(名) (名) (名) (名) (名)
③法第2条第7項第1号ハに掲げる業務 企業型年金加入者数 企業型年金運用指図者数 個人型年金加入者数 個人型年金運用指図者数 合計	名 名 名 名 名	(男) (男) (男) (男) (男)	名、名、名、名、名	女 女 女 女 女	(名) (名) (名) (名) (名)
④法第2条第7項第2号に掲げる業務 企業型年金加入者数 企業型年金運用指図者数 個人型年金加入者数 個人型年金運用指図者数 合計	名 名 名 名 名	(男) (男) (男) (男) (男)	名、名、名、名、名	女 女 女 女 女	(名) (名) (名) (名) (名)

(備考)

- ①、②及び④は、事業年度末時点の状況について記載すること。
- ③は、事業年度中に給付を受ける権利の裁定を行った者の総数を記載すること。

3. 法第3条第3項第2号の2に掲げる事項を定めた規約の数及び当該規約に基づき企業型年金を実施する事業主の数

規約数	事業主数
件	社

(備考) この項目は、法第2条第7項第2号に掲げる業務を担当する確定拠出年金運営管理機関が記載すること。

4. 法第3条第3項第7号の2に掲げる事項を定めた規約の数及び当該規約に基づき企業型年金を実施する事業主の数

規約数	事業主数
件	社

(備考) この項目は、法第2条第7項第2号に掲げる業務を担当する確定拠出年金運営管理機関が記載すること。

(法第2条第7項第1号イに掲げる業務の実施状況)

5. 報告者が法第2条第7項第1号イに掲げる業務を担当する企業型年金加入者及び個人型年金加入者に係る掛金の状況

	掛金総額	平均掛金額
男 (企業型年金) (うち簡易企業型年金) (個人型年金) (合計)	円 円 円 円	円 円 円 円
女 (企業型年金) (うち簡易企業型年金) (個人型年金) (合計)	円 円 円 円	円 円 円 円
計 (企業型年金) (うち簡易企業型年金) (個人型年金) (合計)	円 円 円 円	円 円 円 円

(備考)

- 「掛金総額」は、直近の12月～11月の期間分として拠出された掛金額の総額を記載すること。
- 「平均掛金額」は、「掛金総額」を報告者が法第2条第7項第1号イに掲げる業務を担当するものに係る加入者期間の合計で除したものを記載すること。

6. 報告者が法第2条第7項第1号イに掲げる業務を担当する企業型年金加入者(簡易企業型年金の企業型年金加入者を含む。)に係る掛金の状況

	掛金額区分	掛金総額	平均掛金額
男	事業主掛金額	円	円
	企業型年金加入者掛金額	円	円
	合計	円	円
女	事業主掛金額	円	円
	企業型年金加入者掛金額	円	円
	合計	円	円
計	事業主掛金額	円	円
	企業型年金加入者掛金額	円	円
合計		円	円

(備考)

- 「掛金総額」は、直近の12月～11月の期間分として拠出された掛金額の総額を記載すること。
- 「平均掛金額」は、「掛金総額」を報告者が法第2条第7項第1号イに掲げる業務を担当するものに係る加入者期間の合計で除したものを記載すること。

7. 報告者が法第2条第7項第1号イに掲げる業務を担当する簡易企業型年金の企業型年金加入者に係る掛金の状況

	掛金額区分	掛金総額	平均掛金額	
			円	円
男	事業主掛金額	円		
	企業型年金加入者掛金額	円		
	合計	円		
女	事業主掛金額	円		
	企業型年金加入者掛金額	円		
	合計	円		
計	事業主掛金額	円		
	企業型年金加入者掛金額	円		
合計	合計	円		

- (備考)
- 「掛金総額」は、直近の12月～11月の期間分として拠出された掛金額の総額を記載すること。
  - 「平均掛金額」は、「掛金総額」を報告者が法第2条第7項第1号イに掲げる業務を担当する企業型年金加入者のうち、直近の12月～11月の期間内に企業型年金加入者期間を有するものに係る企業型年金加入者期間の合計で除したものを記載すること。

8. 報告者が法第2条第7項第1号イに掲げる業務を担当する加入者等に係る運用の状況

運用の方法名	加入者数	個人別管理資産総額	運用の状況		株券等
			運用の方法の種類	元本確保の方法	
企業型年金加入者数	企業型年金加入者数	円			
	個人型年金加入者数	円			
	個人型年金運用指図者数	円			
企業型年金運用指図者数	企業型年金運用指図者数	円			
	個人型年金加入者数	円			
	個人型年金運用指図者数	円			
合計	合計	円			

- (備考)
- 事業年度末時点の状況について記載すること。
  - 「運用の方法名」は、各運用商品名を記載すること。「未指図」と記載し、「運用の方法の種類」、「元本確保の運用方法」及び「株券等」は「空欄(ー)」とすること。
  - 「運用の方法の種類」は、令第15条第1項の表の上欄に掲げる運用の方法であつて令第15条第2項に規定する運用方法要件に適合するもの(12)において「元本確保の運用の方法」という。)に該当する場合には○印を記載すること。
  - 令第15条第1項の表の1の項イ及びロに掲げる運用の方法
  - 令第15条第1項の表の2の項イに掲げる運用の方法
  - 令第15条第1項の表の3の項イからホまでに掲げる運用の方法
  - 令第15条第1項の表の4の項イに掲げる運用の方法
  - 令第15条第1項の表の5の項イに掲げる運用の方法
  - 「株券等」は、当該運用の方法が令第15条第1項の表の2の項ニ又は3の項レからウまでに掲げる運用の方法に該当する場合には○印を記載すること。

9. 給付の状況【企業型年金】

給付	付	事業年度末の受給者数(うち本年度新規受給者数)	支給総額(うち新規受給者への支給額)	
			円	円
老齢給付金	年金と一時金の併給(年金と一時金の併給を除く)	男	円	円
		女	円	円
		計	円	円
障害給付金	年金と一時金の併給(年金と一時金の併給を除く)	男	円	円
		女	円	円
		計	円	円
死亡一時金	一時金	男	円	円
		女	円	円
脱退一時金	一時金	男	円	円
		女	円	円
計		男女計	円	円

【個人型年金】		給 付		事業年度末の受給者数（うち本年度の新規受給者数）	支給総額（うち新規受給者への支給額）
老齢給付金	年金と一時金の併給を除く）	男女計	人（人） 人（人） 人（人）	人（人） 人（人） 人（人）	円（円） 円（円） 円（円）
	一時金（年金との併給を除く）	男女計	人（人） 人（人） 人（人）	人（人） 人（人） 人（人）	円（円） 円（円） 円（円）
	年金と一時金の併給	男女計	人（人） 人（人） 人（人）	人（人） 人（人） 人（人）	円（円） 円（円） 円（円）
障害給付金	年金と一時金の併給を除く）	男女計	人（人） 人（人） 人（人）	人（人） 人（人） 人（人）	円（円） 円（円） 円（円）
	一時金（年金との併給を除く）	男女計	人（人） 人（人） 人（人）	人（人） 人（人） 人（人）	円（円） 円（円） 円（円）
	年金と一時金の併給	男女計	人（人） 人（人） 人（人）	人（人） 人（人） 人（人）	円（円） 円（円） 円（円）
死亡一時金		男女計	人（人） 人（人） 人（人）	人（人） 人（人） 人（人）	円（円） 円（円） 円（円）
脱退一時金		男女計	人（人） 人（人） 人（人）	人（人） 人（人） 人（人）	円（円） 円（円） 円（円）
計		男女計	人（人） 人（人） 人（人）	人（人） 人（人） 人（人）	円（円） 円（円） 円（円）

(法第2条第7項第1号に掲げる業務の状況)  
10. (法第2条第7項第1号に掲げる業務を担当する加入者等が行った運用の指図の内容の資産管理機関又は連合会への通知の件数)

	資産管理機関又は連合会への通知	
企業型年金加入者	男女計	件 件 件
企業型年金運用指図者	男女計	件 件 件
個人型年金加入者	男女計	件 件 件
個人型年金運用指図者	男女計	件 件 件

(備考) 当該事業年度の実績を記載すること。

(法第2条第7項第1号に掲げる業務の状況)  
11. (法第2条第7項第1号への給付を受ける権利の裁定の件数)

老齢給付金	障害給付金	死亡一時金	脱退一時金
【企業型年金】 男女計	【企業型年金】 男女計	【企業型年金】 男女計	【企業型年金】 男女計
【個人型年金】 男女計	【個人型年金】 男女計	【個人型年金】 男女計	【個人型年金】 男女計
【総計】 男女計	【総計】 男女計	【総計】 男女計	【総計】 男女計

(備考) 当該事業年度の実績を記載すること。

(法第2条第7項第2号に掲げる業務の実施状況)  
12. 報告者が法第2条第7項第2号に掲げる業務を担当する加入者等に係る運用の方法の選定及び提示の状況

	運用の方法の数	第1号運用方法数	第2号運用方法数	第3号運用方法数
A実施事業所				
B実施事業所				
C実施事業所				
・				
個人型aプラン				
個人型bプラン				
個人型cプラン				
・				
・				

(備考)

- 「運用の方法の数」は、令第15条第1項の表の下欄の定めに従って算定し、記載すること。
- 「第1号運用方法数」は選定及び提示している運用方法のうち元本確保の運用の方法の数を、「第2号運用方法数」は第1号運用方法及び第3号運用方法以外の運用の方法の数を、「第3号運用方法数」は令第15条第1項の表の2の項2及び3の項1から3の項1までに掲げる運用の方法の数を記載すること。
- 加入者等に係る運用の方法の選定及び提示については、加入者等に対して選定及び提示している一
- 加入者等ごとに記載すること。当該事業年度内に変更し、「運用の方法の数」、「第1号運用方法数」、「第2号運用方法数」又は「第3号運用方法数」が異なることとなった場合は、変更前の運用の方法の数と変更後の運用の方法の数をそれぞれ記載すること。
- 提示した運用の方法の数の少ない順に記入すること。なお、個別の企業名を記載する必要はない。

13. 法第2条第7項第2号の運用の方法に係る情報の提供の内容

運用の方法名	運用の方法の種類	情報の提供の内容の概要	情報の提供の回数

(備考)

- 「運用の方法名」は、各運用商品名を記載すること。
- 「運用の方法名」は、運用の方法が法第23条の2第2項に規定する指定運用方法の場合、その冒頭に「【指定】」と記載すること。
- 「運用の方法の種類」は、令第16条第1項の表の中欄に掲げる区分に応じて記載すること。
- 「情報の提供の内容の概要」は、報告者が選定及び提示した運用の方法ごとに加入者等に対して行った情報の提供の内容を簡潔に記載すること。
- 「情報の提供の回数」は、当該事業年度において、企業型年金加入者等に対し情報の提供を行った回数を記載すること。

14. 資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置（個人型年金）の実施状況 全般について

①加入者の資格を取得する際に資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置を講じている	②上述①の後、資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置を継続的に行っている

(備考)

- 該当するものに○印を記載すること。
- 個人型年金に関して資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置の委託を国民年金基金連合会から受けている場合に記載すること。

(2) ①②に該当する場合、資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置を講じている

- 半年に1回
- 1年に1回
- 2年に1回
- 3年に1回
- その他

(3) ②で○を選択した場合、具体的に記載すること。

--

15. 法第23条の2第1項の規定による指定運用方法の選定及び提示の状況

	①指定運用方法(加入者等に選定及び提示している)	②当該指定運用方法の名称	③当該指定運用方法の種類	④当該指定運用方法を選定した年度	⑤今年度末日に指定運用方法が適用されている人数	⑥の者に係る当該指定運用方法の個人別管理資産の残高
A実施事業所						
B実施事業所						
C実施事業所						
・						
個人型aプラン						
個人型bプラン						
個人型cプラン						
・						
・						

(備考)

- ①は、該当する場合に○印を記載すること。
- ②～⑥は、①で指定運用方法を提示している場合にのみ記載すること。
- ②は、指定運用方法として選定された運用商品名を記載すること。
- ③は、令第15条第1項の表の中欄に掲げる区分に応じて記載すること。
- ④は、法第2条第7項第2号に掲げる業務を担当する確定拠出年金運営管理機関は①～⑥を記載すること。
- ⑤は、法第2条第7項第2号に掲げる業務を担当する確定拠出年金運営管理機関は①～⑥を記載し、同項第1号イに掲げる業務を担当する確定拠出年金運営管理機関は、当該事業年度内に指定運用方法を選定又は変更した場合には、新たに選定した指定運用方法の選定理由を記載した書面を27の次に添付すること。選定理由は、法第23条の2第2項の指定運用方法の基礎を踏まえ、令第6条第8号ロの協議の結果を尊重した上で当該指定運用方法を選定したことがわかる内容を記載すること。

(法第26条第1項の規定による運用の方法の除外の状況)  
16. 当該事業年度内に除外された運用の方法の状況

当該事業年度内に除外された運用の方法名	
A実施事業所	
B実施事業所	
C実施事業所	
・	
個人型aプラン	
個人型bプラン	
個人型cプラン	
・	

(備考)  
1. 二以上の厚生年金適用事業所で企業型年金を承継している場合は、各厚生年金適用事業所の状況について記載し、併せて当該企業型年金全体の状況について記載すること。  
2. 事業年度末時点の状況について記載すること。

(法第83条第2項の規定による通知の状況)

17. 企業型記録関連運用管理機関が法第83条第2項の規定により行った通知（個人別管理資産が連合会に移換された者への通知の件数等）

企業型運用関連運用管理機関等名	件数	移換金額
	人	円
	人	円
	人	円

(備考)  
1. 当該事業年度内に法第83条第1項の規定により個人別管理資産が連合会（個人型特定運用管理機関に限る。）へ移換された者への同条第2項の規定による通知の実績を記載すること。  
2. 「企業型運用関連運用管理機関等名1」は、当該通知を受けた者に係る法第2条第7項第2号の業務を担当する確定拠出年金運用管理機関名又は事業主名を記載すること。  
3. 件数の多い順に記載すること。

18. 年齢及び掛金総額（事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の総額）ごとの企業型年金加入者の人数の状況

①他制度加入者以外の者（令第11条第1号に該当する者）

掛金総額区分（平均月額）	年齢区分						人数計
	～19歳	20歳～29歳	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～59歳	60歳～	
～5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～15,000円							
15,001円～20,000円							
20,001円～25,000円							
25,001円～30,000円							
30,001円～35,000円							
35,001円～40,000円							
40,001円～45,000円							
45,001円～50,000円							
50,001円～55,000円							
人数計							

②他制度加入者である者（令第11条第2号に該当する者）（経過措置が適用されない実施事業所）

掛金総額区分（平均月額）	年齢区分						人数計
	～19歳	20歳～29歳	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～59歳	60歳～	
～5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～15,000円							
15,001円～20,000円							
20,001円～25,000円							
25,001円～30,000円							
30,001円～35,000円							
35,001円～40,000円							
40,001円～45,000円							
45,001円～50,000円							
50,001円～55,000円							
人数計							

③他制度加入者である者(令第11条第2号に該当する者) (経過措置が適用される実施事業所)

掛金額 区分(平均月額)	年齢区分					人数計
	～19歳	20歳～ 29歳	30歳～ 39歳	40歳～ 49歳	50歳～ 59歳	
～5,000円						
5,001円～10,000円						
10,001円～15,000円						
15,001円～20,000円						
20,001円～25,000円						
25,001円～27,500円						
人数計						

(備考)

1. 直近の11月末の状況について記載すること。
2. 実施事業所ごとに記載すること。「簡易企業型年金に該当するか」は、該当する場合は○印を記載すること。
3. 「平均月額」は、直近の12月～11月の期間分として提出された掛金額を当該期間内の在籍月数で除した数とすること。
4. 「経過措置」は、確定拠出年金法施行令及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令(令和3年政令第24号。以下「令和3年改正政令」という。) 附則第2項の経過措置をいう。

19. 年齢及び事業主掛金額ごとの企業型年金加入者の人数の状況

①他制度加入者以外(令第11条第1号に該当する者)

実施事業所名(令第11条第1号に該当する者) 簡易企業型年金に該当するか ( )

掛金額 区分(平均月額)	年齢区分					人数計
	～19歳	20歳～ 29歳	30歳～ 39歳	40歳～ 49歳	50歳～ 59歳	
～5,000円						
5,001円～10,000円						
10,001円～15,000円						
15,001円～20,000円						
20,001円～25,000円						
25,001円～30,000円						
30,001円～35,000円						
35,001円～40,000円						
40,001円～45,000円						
45,001円～50,000円						
50,001円～55,000円						
人数計						

②他制度加入者である者(令第11条第2号に該当する者) (経過措置が適用されない実施事業所)

掛金額 区分(平均月額)	年齢区分					人数計
	～19歳	20歳～ 29歳	30歳～ 39歳	40歳～ 49歳	50歳～ 59歳	
～5,000円						
5,001円～10,000円						
10,001円～15,000円						
15,001円～20,000円						
20,001円～25,000円						
25,001円～30,000円						
30,001円～35,000円						
35,001円～40,000円						
40,001円～45,000円						
45,001円～50,000円						
50,001円～55,000円						
人数計						

③他制度加入者である者(令第11条第2号に該当する者) (経過措置が適用される実施事業所)

掛金額 区分(平均月額)	年齢区分					人数計
	～19歳	20歳～ 29歳	30歳～ 39歳	40歳～ 49歳	50歳～ 59歳	
～5,000円						
5,001円～10,000円						
10,001円～15,000円						
15,001円～20,000円						
20,001円～25,000円						
25,001円～27,500円						
人数計						

(備考)

1. 直近の11月末の状況について記載すること。
2. 実施事業所ごとに記載すること。「簡易企業型年金に該当するか」は、該当する場合は○印を記載すること。
3. 「平均月額」は、直近の12月～11月の期間分として提出された事業主掛金額を当該期間内の在籍月数で除した数とすること。
4. 「経過措置」は、令和3年改正政令附則第2項の経過措置をいう。



②他制度加入者である者（令第11条第2号に該当する者）（経過措置が適用されない実施事業所）

掛金額区分 （平均月額）	加 入 者 掛 金						
	0円	1円～ 5,000円	5,001円～ 10,000円	10,001円～ 15,000円	15,001円～ 20,000円	20,001円～ 25,000円	25,001円～ 27,500円
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～15,000円							
15,001円～20,000円							
20,001円～25,000円							
25,001円～30,000円							
30,001円～35,000円							
35,001円～40,000円							
40,001円～45,000円							
45,001円～50,000円							
50,001円～55,000円							

③他制度加入者である者（令第11条第2号に該当する者）（経過措置が適用される実施事業所）

掛金額区分 （平均月額）	加 入 者 掛 金				
	0円	1円～ 5,000円	5,001円～ 10,000円	10,001円～ 13,750円	
～ 5,000円					
5,001円～10,000円					
10,001円～15,000円					
15,001円～20,000円					
20,001円～25,000円					
25,001円～27,500円					

- （備考）
1. 企業型年金加入者が掛金を拠出できることとしている場合に限り記載すること。
  2. 法第3条第3項第7号の2に掲げる事項を規約に定める企業型年金の運営管理業務を委託している場合に限り記載すること。
  3. 直近の11月末の状況について記載すること。
  4. 実施事業所ごとに記載すること。「簡易企業型年金に該当するか」は、該当する場合は○印を記載すること。
  5. 「平均月額」は、直近の12月～11月の期間分として拠出された事業主掛金額及び企業型年金加入者掛金額を当該期間内の在籍月数で除した数とすること。
  6. 「経過措置」は、令和3年改正政令附則第2項の経過措置をいう。

22. 掛金額（事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の総額）及び他制度掛金相当額ごとの企業型年金加入者の人数の状況

実施事業所名（ ）

①他制度加入者である者（令第11条第2号に該当する者）（経過措置が適用されない実施事業所）

他制度掛金相当額 区分（平均月額）	簡易企業型年金に該当するか（ ）					人数計	
	～ 5,000円	5,001円～ 10,000円	10,001円～ 15,000円	15,001円～ 20,000円	20,001円～ 25,000円		25,001円～ 27,500円
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～15,000円							
15,001円～20,000円							
20,001円～25,000円							
25,001円～30,000円							
30,001円～35,000円							
35,001円～40,000円							
40,001円～45,000円							
45,001円～50,000円							
50,001円～55,000円							
人数計							

②他制度掛金相当額  
区分（平均月額）

他制度掛金相当額 区分（平均月額）	人数計					
	30,001円～ 35,000円	35,001円～ 40,000円	40,001円～ 45,000円	45,001円～ 50,000円	50,001円～ 55,000円	55,001円～
～ 5,000円						
5,001円～10,000円						
10,001円～15,000円						
15,001円～20,000円						
20,001円～25,000円						
25,001円～30,000円						
30,001円～35,000円						
35,001円～40,000円						
40,001円～45,000円						
45,001円～50,000円						
50,001円～55,000円						
人数計						

②他制度加入者である者 (令第11条第2号に該当する者) (経過措置が適用される実施事業所)

他制度掛金相当額 区分(平均月額)	～ 5,000円	5,001円～ 10,000円	10,001円～ 15,000円	15,001円～ 20,000円	20,001円～ 25,000円	25,001円～ 27,500円	27,501円～ 30,000円
掛金総額 区分(平均月額)							
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～15,000円							
15,001円～20,000円							
20,001円～25,000円							
25,001円～27,500円							
人数計							
他制度掛金相当額 区分(平均月額)	30,001円～ 35,000円	35,001円～ 40,000円	40,001円～ 45,000円	45,001円～ 50,000円	50,001円～ 55,000円	55,001円～	人数計
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～15,000円							
15,001円～20,000円							
20,001円～25,000円							
25,001円～27,500円							
人数計							

- (備考)
- 直近の11月末の状況について記載すること。
  - 実施事業所ごとに記載すること。「簡易企業型年金に該当するか」は、該当する場合は○印を記載すること。
  - 「掛金総額区分(平均月額)」は、直近の12月～11月の期間分として提出された掛金総額を当該期間内の在籍月数で除した数とすること。
  - 「他制度掛金相当額区分(平均月額)」は、直近の12月～11月の期間分の他制度掛金相当額の平均とすること。
  - 「経過措置」は、令和3年改正政令附則第2項の経過措置をいう。

23. 事業主掛金及び他制度掛金相当額ごとの企業型年金加入者の人数の状況  
実施事業所名 ( ) 簡易企業型年金に該当するか ( )  
①他制度加入者である者 (令第11条第2号に該当する者) (経過措置が適用されない実施事業所)

他制度掛金相当額 区分(平均月額)	～ 5,000円	5,001円～ 10,000円	10,001円～ 15,000円	15,001円～ 20,000円	20,001円～ 25,000円	25,001円～ 27,500円	27,501円～ 30,000円
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～15,000円							
15,001円～20,000円							
20,001円～25,000円							
25,001円～30,000円							
30,001円～35,000円							
35,001円～40,000円							
40,001円～45,000円							
45,001円～50,000円							
50,001円～55,000円							
人数計							
他制度掛金相当額 区分(平均月額)	30,001円～ 35,000円	35,001円～ 40,000円	40,001円～ 45,000円	45,001円～ 50,000円	50,001円～ 55,000円	55,001円～	人数計
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～15,000円							
15,001円～20,000円							
20,001円～25,000円							
25,001円～30,000円							
30,001円～35,000円							
40,001円～45,000円							
45,001円～50,000円							
50,001円～55,000円							
人数計							

②他制度加入者である者（令第11条第2号に該当する者）（経過措置が適用される実施事業所）

他制度掛金相当額 区分（平均月額）	～5,000円	5,001円～ 10,000円	10,001円～ 15,000円	15,001円～ 20,000円	20,001円～ 25,000円	25,001円～ 27,500円	27,501円～ 30,000円
掛金額 区分（平均月額）	～5,000円	5,001円～ 10,000円	10,001円～ 15,000円	15,001円～ 20,000円	20,001円～ 25,000円	25,001円～ 27,500円	27,501円～ 30,000円
人数計							
他制度掛金相当額 区分（平均月額）	30,001円～ 35,000円	35,001円～ 40,000円	40,001円～ 45,000円	45,001円～ 50,000円	50,001円～ 55,000円	55,001円～	人数計
～5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～15,000円							
15,001円～20,000円							
20,001円～25,000円							
25,001円～27,500円							
人数計							

- (備考)
- 直近の11月末の状況について記載すること。
  - 実施事業所ごとに記載すること。「簡易企業型年金に該当するか」は、該当する場合は○印を記載すること。
  - 「掛金額区分（平均月額）」は、直近の12月～11月の期間分として提出された事業主掛金額を当該期間内の在籍月数で除した数とすること。
  - 「他制度掛金相当額区分（平均月額）」は、直近の12月～11月の期間分その他制度掛金相当額の平均とすること。
  - 「経過措置」は、令和3年改正政令附則第2項の経過措置をいう。

24. 事業主掛金の平均月額、企業型年金加入者掛金の平均月額及び他制度掛金相当額の平均月額の総額ごと  
の企業型年金加入者の人数の状況

①他制度加入者である者（令第11条第2号に該当する者）（経過措置が適用されない実施事業所）

掛金総額区分 （平均月額）	～5,000円	5,001円～ 10,000円	10,001円～ 15,000円	15,001円～ 20,000円	20,001円～ 25,000円	25,001円～ 27,500円	27,501円～ 30,000円
人数							
掛金総額区分 （平均月額）	30,001円～ 35,000円	35,001円～ 40,000円	40,001円～ 45,000円	45,001円～ 50,000円	50,001円～ 55,000円	55,001円～	人数計
人数							

②他制度加入者である者（令第11条第2号に該当する者）（経過措置が適用される実施事業所）

掛金総額区分 （平均月額）	～5,000円	5,001円～ 10,000円	10,001円～ 15,000円	15,001円～ 20,000円	20,001円～ 25,000円	25,001円～ 27,500円	27,501円～ 30,000円
人数							
掛金総額区分 （平均月額）	30,001円～ 35,000円	35,001円～ 40,000円	40,001円～ 45,000円	45,001円～ 50,000円	50,001円～ 55,000円	55,001円～	人数計
人数							

- (備考)
- 直近の11月末の状況について記載すること。
  - 実施事業所ごとに記載すること。「簡易企業型年金に該当するか」は、該当する場合は○印を記載すること。
  - 「掛金総額区分（平均月額）」は、直近の12月～11月の期間分として提出された事業主掛金及び加入者掛金の合計を当該期間内の在籍月数で除した数並びに直近の12月～11月の期間分その他制度掛金相当額の平均の総額とすること。
  - 「経過措置」は、令和3年改正政令附則第2項の経過措置をいう。

25. 事業主掛金の平均月額及び他制度掛金相当額の平均月額の総額ごとの企業型年金加入者の人数の状況

実施事業所名 ( ) 簡易企業型年金に該当するか ( )

①他制度加入者である者 (令第11条第2号に該当する者) (経過措置が適用されない実施事業所)

掛金総額区分 (平均月額)	～5,000円	5,001円～ 10,000円	10,001円～ 15,000円	15,001円～ 20,000円	20,001円～ 25,000円	25,001円～ 27,500円	27,501円～ 30,000円
人数							
掛金総額区分 (平均月額)	30,001円～ 35,000円	35,001円～ 40,000円	40,001円～ 45,000円	45,001円～ 50,000円	50,001円～ 55,000円	55,001円～	人数計
人数							

②他制度加入者である者 (令第11条第2号に該当する者) (経過措置が適用される実施事業所)

掛金総額区分 (平均月額)	～5,000円	5,001円～ 10,000円	10,001円～ 15,000円	15,001円～ 20,000円	20,001円～ 25,000円	25,001円～ 27,500円	27,501円～ 30,000円
人数							
掛金総額区分 (平均月額)	30,001円～ 35,000円	35,001円～ 40,000円	40,001円～ 45,000円	45,001円～ 50,000円	50,001円～ 55,000円	55,001円～	人数計
人数							

(備考)

- 直近の11月末の状況について記載すること。
- 実施事業所ごとに記載すること。「簡易企業型年金に該当するか」は、該当する場合は○印を記載すること。
- 「掛金総額区分 (平均月額)」は、直近の12月～11月の期間分として提出された事業主掛金を当該期間内の在籍月数で除した数及び直近の12月～11月の期間分の他制度掛金相当額の平均の総額とする。
- 「経過措置」は、令和3年改正政令附則第2項の経過措置をいう。

26. 年齢及び掛金額ごとの個人型年金加入者の人数の状況

①第一号加入者又は第四号加入者である者 (令第36条第1号に該当する者)

掛金額 区分 (平均月額)	年齢区分						人数計
	～5,000円	～19歳	20歳～ 29歳	30歳～ 39歳	40歳～ 49歳	50歳～ 59歳	
～5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～15,000円							
15,001円～20,000円							
20,001円～25,000円							
25,001円～30,000円							
30,001円～35,000円							
35,001円～40,000円							
40,001円～45,000円							
45,001円～50,000円							
50,001円～55,000円							
55,001円～60,000円							
60,001円～65,000円							
65,001円～68,000円							
人数計							

②第二号加入者であつて、下記③～⑤以外のもの (令第36条第2号に該当する者)

掛金額 区分 (平均月額)	年齢区分						人数計
	～5,000円	～19歳	20歳～ 29歳	30歳～ 39歳	40歳～ 49歳	50歳～ 59歳	
～5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～15,000円							
15,001円～20,000円							
20,001円～23,000円							
人数計							

③第二号加入者であつて、企業型年金加入者であるもの（令第36条第3号又は第4号に該当する者（企業型年金加入者に限る。））

掛金額 区分（平均月額）	年齢区分					人数計
	～19歳	20歳～ 29歳	30歳～ 39歳	40歳～ 49歳	50歳～ 59歳	
～5,000円						
5,001円～10,000円						
10,001円～15,000円						
15,001円～20,000円						
人数計						

④第二号加入者であつて、他制度加入者であるもの（③以外のもの）（令第36条第4号に該当する者（③に該当する者を除く。））

掛金額 区分（平均月額）	年齢区分					人数計
	～19歳	20歳～ 29歳	30歳～ 39歳	40歳～ 49歳	50歳～ 59歳	
～5,000円						
5,001円～10,000円						
10,001円～15,000円						
15,001円～20,000円						
人数計						

⑤第二号加入者であつて、第二号厚生年金被保険者又は第三号厚生年金被保険者であるもの（令第36条第5号に該当する者）

掛金額 区分（平均月額）	年齢区分					人数計
	～19歳	20歳～ 29歳	30歳～ 39歳	40歳～ 49歳	50歳～ 59歳	
～5,000円						
5,001円～10,000円						
10,001円～15,000円						
15,001円～20,000円						
人数計						

⑥第三号加入者であるもの（令第36条第6号に該当する者）

掛金額 区分（平均月額）	年齢区分					人数計
	～19歳	20歳～ 29歳	30歳～ 39歳	40歳～ 49歳	50歳～ 59歳	
～5,000円						
5,001円～10,000円						
10,001円～15,000円						
15,001円～20,000円						
20,001円～23,000円						
人数計						

（備考）

1. 「直近の11月末の状況について記載すること。」
2. 「平均月額」は、直近の12月～11月の期間分として提出された掛金額を当該期間内の加入者期間月数で除じた数とすること。
3. ②については、個人型年金加入者掛金及び中小事業主掛金の総額を記載すること。

27. 個人別管理資産等の移受換状況

1)個人別管理資産の移換先別移換件数

	企業型年金	個人型年金	確定給付企業年金	中小企業退職金共済	企業年金連合会
A 実施事業所					
B 実施事業所					
C 実施事業所					
・					
・					
個人型aプラン					
個人型bプラン					
個人型cプラン					
・					
・					

（備考）事業年度内に移換した資産の件数の累計を記載すること。

(2)他の企業年金等の資産の受換件数

	企業年金	個人型年金	厚生年金基金	確定給付企業年金	中小企業退職金共済	企業年金連合会	その他(自社退職金等)
A実施事業所							
B実施事業所							
C実施事業所							
・							
個人型aプラン							
個人型bプラン							
個人型cプラン							
・							

(備考) 事業年度内に受換した資産の件数の累計を記載すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この命令は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この命令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、同条の規定による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この命令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。